

なお、併願で出願した場合、GFL特別枠又はデータ解析特別枠で合格とならなかった者は、一般枠で合格となる場合があります。

○ 一般枠

社会情報学部を目指す一般的な選抜枠で、次に該当する者

- 調査書の学習成績全体の評定平均値が4.0以上の者

○ GFL 特別枠

グローバル社会において地球的視野を持ちリーダーとなって活躍できる人材の育成を目指すグローバルフロンティアリーダー(GFL)コースへの所属を希望する出願枠で、次のいずれかに該当する者

- ① 調査書の学習成績全体の評定平均値が4.0以上の者
- ② 学習成績概評がB (4.2~3.5) 以上で、英語の評定平均値が4.3以上の者
- ③ 学習成績概評がB (4.2~3.5) 以上で、次の i ~ iv のいずれかを取得している者
  - i. 実用英語技能検定 (英検) : 2 級以上
  - ii. TOEIC Listening & Reading Test:550点以上 (団体向けのTOEIC-IPを含む)
  - iii. TOEFL-iBT : 42点以上
  - iv. GTEC (3 技能) 又はGTEC for STUDENTS (オフィシャルスコアに限る) : 675点以上 (L&R&W)

なお、GFL特別枠・一般枠併願で出願する場合、一般枠の出願要件も満たしている必要があります。

GFL枠合格者は、入学後、本学の「卓越学生に対する授業料免除制度」の優先的適用の対象者となるとともに、1年次前期からGFLコースに所属し、短期海外研修へ参加します。

○ データ解析特別枠

高度な情報にあふれる現代社会で活躍できる、データ解析能力を持つ人材を育成するデータ解析プログラムの履修を希望する出願枠で、次のいずれかに該当する者

- ① 調査書の学習成績全体の評定平均値が4.0以上の者
- ② 学習成績概評がB (4.2~3.5) 以上で、数学の評定平均値が4.3以上の者
- ③ 学習成績概評がB (4.2~3.5) 以上で、次の i ~ iii のいずれかを取得している者
  - i. 実用数学技能検定 : 準1級以上
  - ii. 統計検定 : 3 級以上
  - iii. 情報処理技術者試験 (ITパスポートも含め、どの試験区分でも可)

なお、データ解析特別枠・一般枠併願で出願する場合、一般枠の出願要件も満たしている必要があります。

データ解析特別枠合格者は、入学後、本学の「卓越学生に対する授業料免除制度」の優先的適用の対象者となるとともに、1年次前期からデータ解析プログラムの活動に参加します。

◎ 医学部

(1) 医学科

次の①及び②全てに該当する者

- ① 出身学校における調査書類、学習成績、適性評価等に優れ、かつ、調査書の学習成績概評がA段階に属し、人物も優れている者

※ ㊸に該当する者については、調査書に㊸と表示してください。

- ② 出身学校において、数学については、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A及び数学Bのうち2科目以上、理科については、物理、化学及び生物のうち2科目以上を履修又は履修見込みの者

※ 国際バカロレア・ディプロマ・プログラム認定校においては、数学についてはマセマティックスSL又はマセマティックスHLのいずれか、理科についてはフィジクスHL、ケミストリーHL、バイオロジーHLのうち2科目以上を履修又は履修見込みの者

上記①及び②の要件を満たし、群馬県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、群馬県からの修学資金の貸与を希望する者は地域医療枠の出願が必要です。

なお、地域医療枠で出願する者は、出願資格のほか、「群馬県緊急医師確保修学資金制度について（推薦入試）」に記載する対象者要件に該当しなければなりません。

下記出願区分のいずれで出願しても合格者の判定は同一の基準により実施します。

○ 一般枠

医師や医学研究者等を目指す一般的な選抜枠で、群馬県からの修学資金貸与を希望しない場合の出願区分です。

○ 地域医療枠

群馬県の将来の医療を担うという強い意志を持ち、群馬県からの修学資金貸与を希望する場合の出願区分です。

合格判定の結果、成績が募集人員内（35名）にあると判定され、成績順に決められる修学資金貸与予定者（10名程度）よりも下位であると判定される場合は、一般枠として合格となります。

- 群馬県の修学資金貸与制度の概要は、下記の「群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について（推薦入試）」を参照してください。
- 地域医療枠合格者は、群馬大学医学部や群馬県等が企画する県内医療に関する特別プログラムに参加します。
- 地域医療枠合格者は、卒業後10年間は、群馬大学医学部附属病院を含む群馬県内の特定病院の中から選択し、臨床研修及び診療業務に当たります。医師としての柔軟なキャリア形成が可能です。後出のキャリアモデルを参考にしてください。

群馬県緊急医師確保修学資金貸与制度について（推薦入試）

1 対象者要件

「出願資格」（13～14ページ）及び「出願要件」（15～16ページ）に該当する者であって、次のいずれかに該当するもの（募集人員10名程度）

- (1) 群馬県に所在する高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者
- (2) 群馬県に所在する通常の課程による12年の学校教育を修了見込みの者
- (3) 上記(1)及び(2)以外の者であって、次のいずれかに該当するもの
  - ① 出願時の住所が群馬県内にある者
  - ② 出願時に父母、祖父母又は配偶者のうち、いずれかの者の住所が群馬県内にある者
  - ③ 出願時の本籍が群馬県内にある者

2 提出書類

「4 出願手続(7)提出が必要な出願書類等」（25～26ページ）に示す出願書類のほか、次の

書類をあわせて提出すること。

なお、上記1(1)又は(2)に該当する者は除きます。

- (1)〔1(3)①に該当する者〕住民票の写し
- (2)〔1(3)②に該当する者〕父母、祖父母又は配偶者の住民票の写し及び出願者との関係がわかるもので次のいずれか一つ。
  - 住民票の写し（続柄が記載されているもの）
  - 出願者の出身高等学校等が発行する証明書（任意様式・学校長の証明印があるもの）
  - 健康保険証の写し（続柄が記載されているもの）
  - 市(区)役所、町村役場が発行するもので関係がわかるもの
- (3)〔1(3)③に該当する者〕市(区)役所、町村役場が発行するもので本籍が証明できるもの  
※住民票の写しは、出願日前3ヶ月以内に発行されたもので、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとします。

### 3 貸与期間

6年間

### 4 修学資金貸与額（予定）

月額150,000円

※総額11,082千円（初年度は入学料相当額が加算されて貸与されます。）

### 5 貸与条件

- (1) 群馬県内の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、卒業後、県内の特定病院において、貸与期間の3分の5に相当する期間（10年間＝従事必要期間）、卒後臨床研修及び診療業務に従事すること。
- (2) 従事必要期間（10年間）のうち、臨床研修修了後の4年間以上は、群馬県保健医療計画に明記される医師不足地域の特定病院又は特に不足する診療科のうちから被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する特定病院又は診療科に勤務すること。ただし、へき地医療拠点病院又はへき地診療所に勤務する場合は3年間以上とする。
- (3) 従事必要期間（10年間）は、群馬県地域医療支援センターが用意する「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」に参加すること。

〔補足〕

- 「医師不足地域」、「特に不足する診療科」は、将来、勤務することとなる時点の保健医療計画に明記されます。
- 貸与期間中に修学資金貸与を辞退することは、原則として認めません。  
また、留年した場合は、当該留年に係る期間は貸与を受けることができません。

### 6 返還

卒業後、県内の特定病院において、従事必要期間（10年間）、卒後臨床研修及び診療業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。

しかし、次のような場合は、貸与期間に年10%の割合で計算した利息を加算して、貸与した修学資金を返還することが必要です。

- 貸与条件を満たさないこととなった場合（ただし、特定病院における在職期間に応じて、

返還が一部免除になります。)

- 卒業の翌年までの医師国家試験に合格できなかった場合
- 卒業後、県内の特定病院で臨床研修に従事しなかった場合

## 7 貸与手続

入試合格後、群馬県による意思確認の面接を経て、群馬県との間で貸与手続（貸与申請書の提出、貸与契約書の締結等）を行います。その際、連帯保証人2名が必要です。

※詳細は別途案内します。

なお、修学資金は、二月ごとにその期間分を貸与する予定です。

### 《制度の特色》

群馬県による本制度には下記のような特色がありますので、卒後臨床研修先の選定や、その後の診療業務、大学院進学、留学、研修等について、柔軟に計画することが可能となります。

- ① 卒業後に従事する特定病院は、被貸与者が選択することができます。  
ただし、「5 貸与条件」(2) に示す特定病院又は診療科は被貸与者の意見を聴取の上、群馬県知事が指定する特定病院又は診療科になります。
- ② 群馬県地域医療支援センターが用意する「ぐんま地域医療リーダー養成キャリアパス」により、卒業後10年間のキャリア形成を支援します。キャリアパスは、地域間・病院間ローテーションにより、キャリアアップと地域医療への貢献を实践できるものです。
- ③ 卒業後、従事必要期間（10年間）は県内の特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは返還義務中断期間として認められます。
  - i) 疾病・災害等やむを得ない理由により従事できない期間
  - ii) 産休・育児休業の期間
  - iii) 大学院（医学を履修する課程に限る）に在学する期間や海外留学などの医学研修期間→5年まで可
  - iv) 後期研修の一環として特定病院以外の病院に勤務する期間など→3年まで可

### 《特定病院について》

「県内の特定病院」には、群馬大学医学部附属病院のほか、次の病院が予定されています。いずれも公的な側面が強い地域の中核的な病院です。これらの病院の医師不足解消も大きな目的の一つです。

群馬県立心臓血管センター、群馬県立がんセンター、群馬県立精神医療センター、群馬県立小児医療センター、前橋赤十字病院、公益財団法人老年病研究所附属病院、独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院、群馬県済生会前橋病院、前橋協立病院、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター、医療法人社団日高会日高病院、公立碓氷病院、独立行政法人国立病院機構渋川医療センター、公立藤岡総合病院、藤岡市国民健康保険鬼石病院、下仁田厚生病院、公立富岡総合病院、公立七日市病院、吾妻広域町村圏振興整備組合立中之条病院、原町赤十字病院、西吾妻福祉病院、独立行政法人国立病院機構沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、社団法人伊勢崎佐波医師会病院、桐生厚生総合病院、SUBARU健康保険組合太田記念病院、公立館林厚生病院

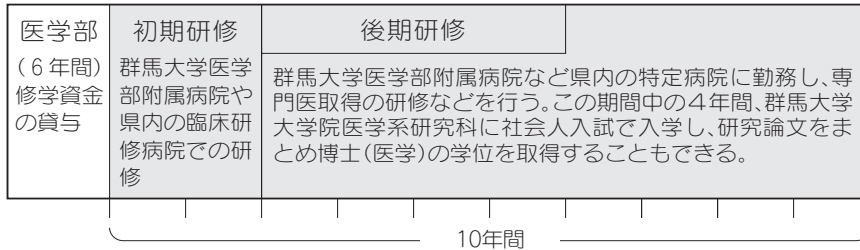
以上のほか、協力型臨床研修病院、へき地診療所、二次救急輪番病院。

### 《修学資金貸与制度に関する問合せ先》

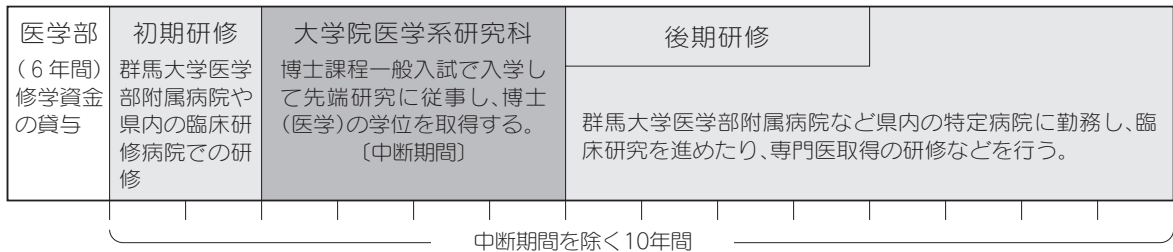
群馬県庁 健康福祉部医務課 医師確保対策室 電話：027-226-2540（直通）

## 地域医療枠合格者の卒業後のキャリアモデル

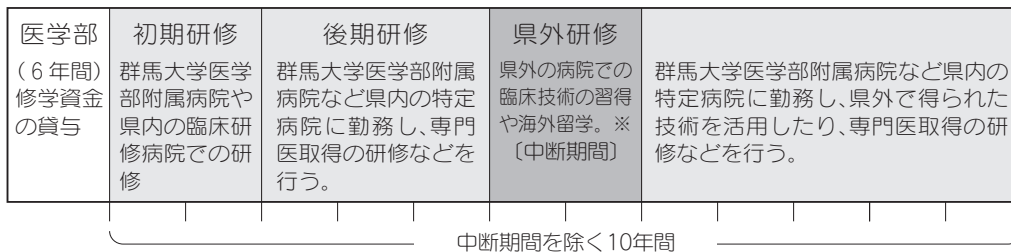
- 1) 後期研修の間に、群馬大学大学院医学系研究科の社会人入試制度を利用して、返還義務期間を中断することなく、博士（医学）の学位を取得することもできる。



- 2) 大学院医学系研究科に入学し、先端研究に従事して博士（医学）の学位を取得する。大学院在学中の期間を返還義務中断期間とする。

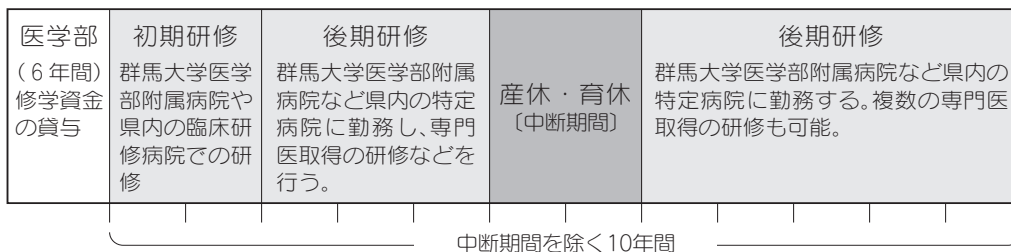


- 3) 県外での病院研修や海外留学を行い、その期間を返還義務中断期間とする。



\*県外の病院での臨床技術の習得は、特定病院で実施する後期研修のプログラムの一環としての場合に限ります。

- 4) 産休・育児休業の期間を返還義務中断期間とする。



(注) 上記は、群馬県の修学資金貸与制度の特色である、返還義務中断期間を活用しながら、卒業後のキャリアアップなどを図るモデルケースです。返還義務中断期間の取扱いで御不明な点は群馬県ホームページの「群馬県緊急医師確保修学資金制度」の御案内 (<http://www.pref.gunma.jp/02/d1010069.html>) を御覧になるか、群馬県庁健康福祉部医務課医師確保対策室(027-226-2540)へお問合せください。

また、キャリア形成については、群馬県地域医療支援センター(027-220-7938)へお問い合わせください。